

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農業政策課	整理番号	3-6
許認可等の種類	宅地等供給事業実施規程の制定、変更の承認			
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第11条の48			
許認可等の概要	農業協同組合の宅地等供給事業実施規程の制定、変更の承認			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」(平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知)</p> <p>①農業協同組合法施行規則第51条に規定する記載事項が宅地等供給事業実施規程に記載されていること</p> <p>②事業実施組合は、出資組合に限られること</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1月			
期間の制定根拠	「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」(平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知)			